

東葛中部地区総合開発事務組合立共同生活介護事業所条例

平成22年5月31日
条例第3号

(設置)

第1条 障害者の自立及び社会経済活動への参加を促進するため、障害者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援を行い、もって障害者の福祉の増進を図るため、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第10項に規定する共同生活介護に係る事業（以下「共同生活介護事業」という。）を行う共同生活介護事業所（以下「事業所」という。）を設置する。

(名称、位置及び定員)

第2条 事業所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。

名称	位置	定員
東葛中部地区総合開発事務組合立 共同生活介護事業所みどりの家	我孫子市中峠 2291番地	20人

(事業)

第3条 事業所において行う事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 共同生活介護事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事業
(指定管理者による管理)

第4条 事業所の管理は、法人その他の団体であって本組合が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者に行わせる業務の範囲)

第5条 前条の規定により指定管理者に行わせる事業所の管理に係る業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) 第7条の規定による利用の申込み等に関すること。
- (3) 第8条の規定による利用料金の收受等及び第9条の規定による利用料金の減免に関すること。

- (4) 第 11 条の規定による利用の停止等に関すること。
- (5) 事業所の施設，設備等の維持管理に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか，管理者が必要と認める業務
(利用者)

第 6 条 事業所を利用することができる者は，次に掲げる者とする。

- (1) 法第 19 条第 1 項に規定する支給決定を受けた 18 歳以上である知的障害者
- (2) 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 4 の規定による措置に係る者
(利用の申込み等)

第 7 条 事業所を利用しようとする者（前条第 1 号に規定する者に限る。）は，規則で定めるところにより，あらかじめ指定管理者に利用の申込みをしなければならない。

2 前条第 2 号に規定する措置に係る者の更生援護の実施者は，当該措置に係る者についてそれぞれ当該各号に規定する措置を委託しようとするときは，あらかじめ指定管理者に委託の申込みをしなければならない。

3 指定管理者は，前項に規定する委託の申込みがあったときは，同項に規定する措置の受託の適否を決定し，受託をする旨の決定をしたときはその旨を，受託をしない旨の決定をしたときはその旨及びその理由を当該更生援護の実施者に通知するものとする。
(利用料金)

第 8 条 事業所を利用する者（第 6 条第 1 号に規定する者に限る。）は，事業所の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金の額は，法第 29 条第 3 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に同条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス等（以下「指定障害福祉サービス等」という。）に要した費用（特定費用（同項に規定する特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）の額を超えるときは，当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）及び特定費用として実費相当額の範囲内で別表に定める額の合計額とする。

3 利用料金は，指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金の減額又は免除をすることができる。

(禁止事項)

第10条 事業所を利用する者は、事業所又はその敷地内において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある行為
- (2) 事業所の施設、設備等を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがある行為。
- (3) 指定した場所以外において火気を用いること。
- (4) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑を及ぼす行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業所の管理に支障を及ぼすおそれがある行為。

(利用の停止等)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者の事業所の利用の全部若しくは一部を停止し、又は事業所の利用を拒否することができる。

- (1) 前条の規定に違反した者又は違反するおそれがある者
- (2) 事業所の管理上必要な指示に従わない者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業所の管理上、事業所の利用の全部若しくは一部を停止し、又は事業所の利用を拒否する必要があると認められる者

(損害賠償)

第12条 事業所の施設、設備等に損害を与えた者は、管理者が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、管理者は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(管理者による管理等)

第13条 指定管理者の指定の取消し等により指定管理者に事業所の管理を行わせることができない場合におけるこの条例の規定の適用については、第7条及び第11条中「指定管理者」とあるのは、「管理者」とする。

2 前項に規定する場合において、管理者は、第8条の規定にかか

わらず，事業所を利用する者から同条第2項に規定する額の使用料を徴収するものとする。

- 3 第9条の規定は，前項の規定により使用料を徴収する場合に準用する。この場合において，同条（見出しを含む。）中「指定管理者」とあるのは「管理者」と，「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は，管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，平成26年1月1日から施行する。ただし，第4条，第5条，第8条第3項及び第13条の規定は，同年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から平成26年3月31日までの間におけるこの条例の規定の適用については，第7条及び第8条第1項中「指定管理者」とあるのは「管理者」と，第8条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と，第8条第1項中「事業所の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と，第8条第2項中「利用料金」とあるのは「前項の使用料（以下「使用料」という。）」と，第9条（見出しを含む。）中「利用料金」とあるのは「使用料」と，第9条及び第11条中「指定管理者」とあるのは「管理者」とする。
- 3 第1項ただし書に規定する規定の施行の日に現に効力を有するこの条例の規定により管理者がした手続その他の行為及び管理者に対してなされた申込み，手続その他の行為は，同日以後は，この条例の規定により指定管理者がした手続その他の行為及び指定管理者に対してなされた申込み，手続その他の行為とみなす。

別表（第8条第2項）

区分	額
食材料費	1月当たり 16,000円
家賃	1月当たり 20,000円
光熱水費	1月当たり 5,000円
日用品費	1月当たり 4,000円
年金及び預貯金の管理，小遣いの出納並びに医療費助成申請，年金の現況届，自立支援給付に係る収入申告及び都道府県民税又は市町村民税若しくは特別区民税の申告の代行に係る費用	1月当たり 3,000円
上記以外の費用であって，共同生活介護事業において提供される便宜に要する費用のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用	1件当たり 実費